

教 児 安 第 5 2 1 号
教 保 体 第 8 9 6 号
令和5年9月26日

各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長
教育振興部保健体育課長

校庭等における危険物の確認・除去等について

このことについて、令和5年9月19日付け事務連絡により、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり通知がありました。

貴校においては日頃から安全点検が行われているところですが、秋の体育祭シーズンを迎える時期等も踏まえ、再度「学校安全の手引」に留意し事故の未然防止に努めるようお願いいたします。

【参考】

「学校安全の手引」千葉県教育委員会（令和2年3月）146・147ページ

【担当】

- 学校安全全般に関すること
教育振興部 児童生徒安全課
安全班 山口 輝之
電 話 043 (223) 4091
- 体育施設の安全に関すること
教育振興部 保健体育課
学校体育班 三好 啓太
電 話 043 (223) 4108

教 児 安 第 5 2 1 号
教 保 体 第 8 9 6 号
令和5年9月26日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

校庭等における危険物の確認・除去等について

このことについて、令和5年9月19日付け事務連絡により、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり通知がありました。

貴職管下の学校におかれましては、日頃から安全点検を実施していただいているところですが、秋の運動会シーズンを迎える時期等も踏まえ、再度「学校安全の手引」に留意し、事故の未然防止についてご指導をお願いいたします。

【参考】

「学校安全の手引」千葉県教育委員会（令和2年3月）146・147ページ

【担当】

- 学校安全全般に関すること
千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課
安全班 山口 輝之
電 話 043(223)4091
- 体育施設の安全に関すること
千葉県教育庁教育振興部 保健体育課
学校体育班 三好 啓太
電 話 043(223)4108



事務連絡
令和5年9月19日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

校庭等における危険物の確認・除去等について

今年4月、体育の授業中に転倒した児童が、校庭に放置された釘で裂傷を負うという事故が発生しました。このことも踏まえ、文部科学省においては、令和5年5月12日付け事務連絡で、確実な安全点検の実施について改めて依頼したところですが、その後の各地の安全点検において、校庭等から釘等の危険物が多数発見されたとの報道もあるところ です。

学校において児童生徒等が安心して活動するためには、校庭も含めた安全管理が適切に行われることが重要であり、文部科学省で作成している「学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）」においても、下記のとおり、校庭等における安全管理の項目を示しているところです。

については、各学校における安全点検の確実な実施について、よろしくお取り計らいいただきますよう、改めてお願いします。

記

- 学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）（P.117）

（2）校舎外・園舎外の安全管理

対 象	項 目
校地、園庭、運動場等	<ul style="list-style-type: none">・ 砂場における危険物の有無・ 校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理・ 地面の勾配や凹凸・ 地面の排水状態・ 危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無・ ブロック塀、フェンスや外壁（特にブロック塀）と、その支柱やひびの破損や劣化・ 部外者や動物の進入の有無・ 植生（目の高さの枝） など ※児童生徒等が最も活発に活動を行い、休み時間、クラブ活動など自由に遊べる場所であることに留意する。



【担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966